

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成30年5月1日（平成30年（行個）諮問第81号）

答申日：令和元年6月10日（令和元年度（行個）答申第18号）

事件名：本人に係る平成29年度土地改良換地士資格試験の答案の一部開示  
決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月15日付け29農振第1638号により農林水産大臣（以下「農林水産大臣」、「処分庁」又は「諮問庁という。」）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、不開示とされた部分の全部又はその一部の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 国家資格試験における書式（実務）の答案の開示は司法書士試験等に於いては開示されておりますし、書式（実務）の得点も各受験生に個別に開示しております。よって、土地改良換地士の試験でも開示可能と思われれます。当方の目的は自分が書いた答案内容を知りたいだけなので、点数や採点の経緯の開示が問題であれば、その部分を黒塗り等で抹消すれば可能と考えられます。（平成29年度土地改良換地士資格試験A-2は択一式がほとんどのため、問題用紙を持ち帰った後に自己の答えを推測するのは極めて容易ですが、平成29年度土地改良換地士資格試験B-2は解答量が極めて多く、問題用紙から全ての自己の解答を推測するのは困難です。）
- (2) 処分の理由の文中に「開示することにより、これらの情報が広まり、問題別の詳細な配点や答案の採点・評価の仕方等を推測し、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、，，」とありますが、他の資格試験と同様に、試験対策を考えない受験生は皆無と思われ、配点や評価

の仕方の如何に関わらず満点を目指して試験対策を講じるものと思われる。

書式試験において、論述形式であれば採点者の採点・評価の仕方によって得点が変わるものと思われるが、土地改良換地士資格試験B-2の解答方法は、1つしかない正答の数字と語句を書くものであり、採点者の採点・評価の仕方によって得点が変わるものではありませんので、「採点・評価の仕方を推測する」というものにはあたらないと思われます。

- (3) 土地改良換地士資格試験対策として、県単位で試験対策講習が行われているようであり、その対策が功を奏してか、平成29年度土地改良換地士資格試験では沖縄県の受験生の合格率がずば抜けて高率でありました。他にも北海道等も比較的高率であり、既に各県の受験対策が合格に極めて大きく寄与しているものと思われ、「受験対策云々」の理由にはならないものと思われます。
- (4) 平成28年度土地改良換地士資格試験までは、農林水産省のホームページにて各受験地別の受験者数と合格率が公開されていましたが、平成29年度土地改良換地士資格試験の合格発表直後より、非公開となったばかりか、過去のデータ（各受験地別の受験者数と合格率）も全て削除されており、情報公開が後退しています。
- (5) 以上より、法14条7号イには該当しないものであり、全部開示（又はB-2の点数や採点の経緯を除いた部分開示）を請求するものとして審査請求を申請いたします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

審査請求人の本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、上記主張のとおり、処分庁の原処分について審査請求を行った。

#### 2 土地改良換地士資格試験について

- (1) 土地改良換地士資格試験は、土地改良法（昭和24年法律第195号）52条4項に基づき、土地改良区が換地計画書を定めるに当たり、意見をきくべき農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者の資格試験として、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）48条の4の規定に基づき、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について農林水産大臣が行う試験である。
- (2) 土地改良換地士資格試験は、農用地の集団化に関する事業についての知識の試験（以下「試験A」という。）と当該事業に係る実務の試験（以下「試験B」という。）に区分して実施しており、多肢選択式及び

記述式（試験Bは記述式のみ）の筆記試験により行っている。

- (3) 土地改良換地士資格試験の実施に当たっては、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）43条の2の8の規定に基づき、農林水産大臣から委嘱された土地改良換地士資格試験審査委員（以下「審査委員」という。）が問題の作成及び採点を行い、その結果を農林水産大臣に答申することとされている。
- (4) 土地改良換地士資格試験の結果は、官報により合格者の受験番号及び氏名を公表することとしている。また、試験問題については、受験者が試験当日に持ち帰ることができるほか、合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて、試験Aについては試験問題と正解を、試験Bについては試験問題と出題の趣旨をそれぞれ公表している。

### 3 原処分の考え方

- (1) 本件対象保有個人情報には、審査委員による採点の経緯や点数等が記載されており、開示することにより、これらの情報が広まり、問題別の詳細な配点や答案の採点・評価の仕方等を推測し、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ、当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イに該当する。
- (2) このため、本件対象保有個人情報のうち、試験Aの答案（A-2）に記載されている得点及び試験B（B-2）の全てを不開示とした。

### 4 原処分を維持する理由

- (1) 審査請求人の主張のうち、上記第2の2の(1)については、試験科目が試験Aでは、土地改良法、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関する知識及び測量に関する知識、試験Bでは換地計画書の作成、従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関する実務とされており、試験科目が広範囲にわたることから、受験者の能力を見極めるため、試験A、試験Bの試験科目を2つに区分し、合計4区分のそれぞれで満点の60パーセント以上の成績を得た者を合格者とする旨公表しているが、問題別の配点は公表していない。

また、試験Bについては、記述式の問題であり、答案に記載すべき事項が多数あるため、審査委員による採点の経緯や点数等が解答部分に不可分な状態で上書きされているところであり、これを開示することにより、問題別の詳細な配点や答案の採点・評価の仕方等の推測が可能となる。

- (2) 審査請求人の主張のうち、上記第2の2の(2)については、換地に関する知識及び実務能力の向上を図る取組を否定するものではないが、試験Bは記述式の問題であり、答案に記載すべき事項が多数あることか

ら、部分点により加点や減点を行うこととしており、これを開示することにより、問題別の詳細な配点や答案の採点・評価の仕方等の推測が可能となる。

- (3) 審査請求人の主張のうち、上記第2の2の(3)については、換地に関する知識及び実務能力の向上を図る取組を否定するものではないが、多数の受験者の答案を取得し、問題別の詳細な配点や答案の採点・評価の仕方等を推測することで、これに対応する受験対策が横行することとなれば、受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ、当該試験に係る正確な事実の把握が困難となるおそれがある。
- (4) 審査請求人の主張のうち、上記第2の2の(4)については、本件対象保有個人情報には無関係の主張であり、審査請求に係る判断を左右するものではない。
- (5) したがって、諮問庁としては、原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和元年5月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、別紙の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法14条7号イに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の全部又はその一部の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報1の不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当該部分は、試験Aにおける各問題の採点結果を集計した得点である。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該部分について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 試験Aの50問の問題は、AからDの4区分に分けられており、当該部分のうち、A、B、C及びDの各欄には、それぞれの区分に対応

した問題の得点の合計点，判定欄にはそれらの合計点がそれぞれ審査委員により記載されているところ，当該部分を開示することにより，問題別の詳細な配点の推測が可能となる。

イ 換地計画の作成に当たっては，土地改良法，民法，不動産登記法，土地改良登記令，戸籍法，農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令及び測量に関する広範囲な専門的知識が求められる一方で，試験で判定できる問題数は限られており，問題別の詳細な配点が明らかとなれば，これに対応する受験対策を図ることが可能となり，受験者の能力に係る正確な事実の把握が困難となるおそれがある。

ウ 換地計画は，多数の権利者間で，農地の位置，地積，形質が一斉に変更される処分であり，財産権に変動をもたらすこととなるため，関係法令に適合しないで実施された場合，処分に瑕疵が生じ，多数の関係者に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) そこで検討すると，当該部分を開示した場合，公表していない問題別の詳細な配点が推測され，これに対応する受験対策を図ることが可能となり，受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ，当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) したがって，当該部分は，法14条7号イに該当するため，不開示としたことは妥当である。

### 3 本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について

#### (1) 別紙の3に掲げる部分について

当該部分は，解答用紙の標題，注意書き及び審査請求人の受験番号記載欄であって，これを開示しても，当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，法14条7号イに該当するとは認められないことから，開示すべきである。

#### (2) 表紙の左下の枠内及び枠右側，1頁右上の枠内及び枠下並びに13頁，16頁及び20頁の右上の枠内の手書き部分について

ア 当該部分は，試験Bにおける各問題の採点結果を集計した得点であり，試験Bの6問の問題のうち，AからDの4区分に対応した問題の得点又はその合計点が審査委員により記載されたものである。

イ 当該部分を開示した場合，公表していない問題別の詳細な配点が推測され，これに対応する受験対策を図ることが可能となり，受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ，当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって，当該部分は法14条7号イに該当し，不開示としたこ

とは妥当である。

(3) その余の部分について

ア 当該部分については、試験Bの解答用紙の様式、これに審査請求人自らが記載した解答、審査委員による採点の経緯、問題ごとの得点及び頁ごとの合計点である。

イ 審査委員による採点の経緯、問題ごとの得点及び頁ごとの合計点については、これを開示した場合、公表していない問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、受験者の能力を見極める試験本来の意義が損なわれ、当該試験に係る正確な事実の把握が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ そして、審査委員による採点の経緯は、解答用紙の様式及びこれに記載された審査請求人の解答部分に不可分な状態で上書きされていることが認められ、容易に区分して除くことができないことから、解答用紙の様式及び審査請求人の解答についても不開示とすべきである。

エ したがって、当該部分は法14条7号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 本件対象保有個人情報

- (1) 平成29年度土地改良換地士資格試験の答案(A-2)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報1)
- (2) 平成29年度土地改良換地士資格試験の答案(B-2)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報2)

### 2 本件不開示部分

- (1) 「平成29年度土地改良換地士資格試験 A-2」に記載されている得点
- (2) 「平成29年度土地改良換地士資格試験 B-2」の全て

### 3 開示すべき部分

本件対象保有個人情報2のうち次の部分

- (1) 表紙の左下の枠内及び枠右側の手書き部分を除く部分
- (2) 1頁の右上の枠内及び枠下の手書き部分を除く部分
- (3) 13頁ないし15頁の枠外左上及び中央上部の記載
- (4) 16頁の右上の枠内の手書き部分を除く部分
- (5) 20頁の左側1行目及び右側1行目